火災・風水害等により発生したり災ごみについて

胆江地区衛生センターでは、構成市町内（奥州市、金ケ崎町）の住宅（小屋などは含まない）が、火災・風水害等の被害を受けた場合に、発生した一般廃棄物について搬入手数料を減免して受入れることができます。その際は、下記の必要書類の提出をお願いします。

・手数料減額（免除）申請書
・身分証明書（運転免許証、健康保険証等）
・印鑑
・り災証明書又は被災証明書

また、持ち込みできないごみは以下の通りです。

持ち込みできないごみ
〇建物の構造物…がれき、スレート、ブロック、瓦、コンクリート、レンガ、タイル、石膏ボード、鉄骨、断熱材　等
〇土砂、庭石　等
〇直径 15cm、長さ 50cm を超える木材・枝木　等
〇建築廃材（建築面積が 10 ㎡以上）
　ご自分で解体かつ建物の面積が 10 ㎡未満であれば受入れ可
〇家電リサイクル法対象品目…テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
〇ガスボンベ・火薬　等
〇農薬・薬品　等
〇消火器
〇廃油・塗料
〇自動車の部品…タイヤ、ホイール、バッテリー、スポイラー等
〇バイク
〇農機具
〇大型金庫・耐火金庫
〇スプリング入りマットレス
〇ピアノ
〇在宅医療に伴う廃棄物のうち、感染性のあるもの又は危険性のあるもの…注射器　等
〇産業廃棄物　※解体業者に処理を依頼した場合の木材等は産業廃棄物となり受入れできません。
〇法人から排出されるごみ